

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

福祉環境委員会記録

平成 26 年 12 月 9 日(火)
 全 員 協 議 会 室
 9 時 57 分～14 時 20 分

【委 員】 芦谷委員長、田畑副委員長、足立委員、柳楽委員、道下委員、平石委員
 澁谷委員、西村委員

【委員外議員】 岡野議員、串崎議員、笹田議員、小川議員、牛尾昭議員、佐々木議員
 野藤議員

【議長団】 原田議長

【執行部】 小澤健康福祉部長、杉本健康福祉部次長（地域福祉課長）
 河上地域医療対策課長、中田高齢障がい課長、有福子育て支援課長
 川崎市民生活部長、久保田市民生活部次長（医療保険課長）
 村瀧総合窓口課長、原田環境課長
 山本上下水道部長、大島上下水道部次長（管理課長）、岸本工務課長
 坂田下水道課長
 吉永金城支所長、山田市民福祉課長
 田村旭支所長、栗栖市民福祉課長
 田中弥栄支所長、長見市民福祉課長
 横田三隅支所長、大田市民福祉課長
 河野財産管理課長

【事務局】 外浦書記

議 題

1. 議案第 81 号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について
2. 議案第 82 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
3. 議案第 89 号 指定管理者の指定について（浜田市火葬場）
4. 議案第 90 号 指定管理者の指定について（浜田市旭火葬場）
5. 議案第 91 号 指定管理者の指定について（浜田市弥栄火葬場）
6. 議案第 92 号 指定管理者の指定について（浜田市三隅火葬場）
7. 執行部報告事項
 - (1) 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について
 - (2) 浜田市新型インフルエンザ等対策行動計画(最終案)の策定について
 - (3) 国保診療所医師の浜田医療センターへの移籍について
 - (4) 浜田地区広域行政組合 第 6 期介護保険事業計画（概要）について
 - (5) 浜田市高齢者福祉計画（概要）について
 - (6) 浜田市障がい福祉計画（概要）について
 - (7) 浜田市認知症高齢者等の SOS ネットワーク事業（案）について
 - (8) 子ども・子育て支援新制度について
 - (9) 浜田市子ども・子育て支援事業計画（概要）について
 - (10) 浜田市国民健康保険及び後期高齢者のドック事業自己負担金の改正について
 - (11) ごみ収集カレンダーのレイアウト等の変更について
 - (12) エコクリーンセンター直接搬入手数料の改定について

(13) エコクリーンセンター特別開場日の増設について

8. 所管事務調査

- (1) 他市に先駆けて行っている特質すべき事業(単独事業)について
- (2) 浜田市の介護施設の状況について
- (3) 浜田市内の訪問看護事業所数について
浜田自治区以外の訪問看護の利用数について
- (4) 簡易水道事業の上水道事業への統合に係る課題について

9. その他

- ・財産の無償譲渡と契約条件等について

【議事等の経過】

[9時57分 開議]

芦谷委員長

ただ今から福祉環境委員会を始めます。出席委員は8名で定数に達しています。委員会を開催しますが、お手元のレジュメに沿って進めてまいります。

1 議案第81号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について

芦谷委員長

執行部から補足説明はありますか。

(「ありません」という声あり。)

芦谷委員長

委員から質疑はありますか。道下委員。

道下委員

説明資料を読ませていただきましたが、児童福祉法の一部改正、難病の患者に対する医療等に関する法律の制定がいまいち分からない。これは国からの交付金でこの事業になるのですか。

医療保険課長

乳幼児医療費助成事業そのものが国の事業かということですか。

道下委員

小6から中3まで拡大するのは市単独事業ですよ。市の財源でしょうが、児童福祉法の難病云々の財源は何ですか。

医療保険課長

児童福祉法改正については、中学までを助成するとして、そこから20歳までの方は長期入院が必要だとか、医療費が嵩む人については一定の疾患の場合中学生以上も県が助成しています。小児慢性特定疾患児童の事業があり、それに該当するために、乳幼児の医療費助成を受けると対象外になるということがあります。で、県の制度に該当するためにということだが、児童福祉法の21条の5から改正されて新たに第19条の3第3項になるのですが、児童福祉法に医療費受給認定の根拠の条文が書いてありまして、この乳幼児助成条例の対象外となるという根拠になるところがこの条例にも謳ってありますので、その部分を改正するものです。小児慢性特定疾患の事業そのものは県が実施をしておりますので、国と県が2分の1ずつだったと思いますが、それに該当する場合は乳幼児等医療費助成の対象にはならないということ。また難病の患者に対する医療費助成に関しては基本的には社会保険を対象にしていますが、社会保険以外でこの助成の対象となる医療費の根拠条文が今までは特定疾患治療研究事業実施要綱であったんですが、新たに難病患者の安定した医療費助成、制度の確立をするために要綱が法律に変わったため、この乳幼児医療費助成条例の対象となる制度が要綱から法律に変わったということで、今回新たに改正す

るものです。難病の患者に対する医療費助成に対しましてもこれは、国と県が2分の1ずつ負担をしているものです。

道下委員

要するに、中3までを対象に拡充しようといった折に、国の法律の部分がそれに関わってくるから、ということがここに示してあるのということですか。

医療保険課長

県や国の法律でこの乳児医療の助成に対して対象となる者と外れる者の根拠をここで、国の法律等が変わったために、それをあわせて改正するものであります。

道下委員

分かりました。

芦谷委員長

他にありませんか。西村委員。

西村委員

中学生まで拡大されるということで、来年度の予算、市の負担はどれくらい増えるのか。被保険者の負担はどれだけ減るのか。併せて、来年度の段階で中学生まで枠を広げているという自治体は県内8市で結構ですので状況をお聞きします。

医療保険課長

当初予算での事業費ですが、小学生・中学生の医療費の割合は過去3年間の実績を見ると、77.85パーセントでした。小学生よりも中学生のほうが医療費がかかっていないということで、78%弱。今回、小学生の助成額に78パーセントをかけて中学生の医療費を積算して、約1500万円程度市の負担、これは単独事業ですので、持ち出しが必要ということになります。被保険者の方の負担が減るという件については、個人負担を3割にしておりますので、小学生以上は、その限度額が1月に入院が2000円、通院が1000円を限度額にしておりますので、医療機関とか歯医者とかは別々ですが、もし1つの医療機関にかかっておられた場合は2000円と1000円の負担以上はないということで、自己負担額と医療費は全部市がもつということです。中学生まで広げているのは8市に限っていいますと、大田市のみ中学生までを無料とされています。他は小学生までです。江津は未就学児までを無料にしています。小学生以上の助成は江津市はされていません。松江・雲南は小学生まで無料、安来は小学生3年生までが無料ということで中学生まで拡大するのは大田市と浜田のみです。浜田は無料ではなくて限度額を定めています。

西村委員

中学生は小学生に対して78パーセント弱というのはどういう意味か。

医療保険課長

1人あたりの医療費です。

澁谷委員 ちなみに高校生まで拡充した場合はほぼこの中学生の費用と同じような感じの予算で賄えるという予測でしょうか。

医療保険課長 正確に試算はしてませんが、高校生から 24 歳までの医療費はもう少し中学生よりも下がると、全国的な統計で見ますと。そうしますと 1500 万円までは要らないかもしれません。

芦谷委員長 他にありませんか。
(「なし」という声あり)
それでは、次の議題にうつります。

2 議案第 82 号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

芦谷委員長 執行部から補足説明はありますか。
(「ありません」という声あり。)

芦谷委員長 委員から質疑はありますか。澁谷委員。

澁谷委員 この費用ですが、出産にかかる費用は平日と平日深夜、土日と土日深夜で費用が違うと思いますが、この 42 万円で賄えるという予測でしょうか。

医療保険課長 深夜になったり休日になった場合は少し足りないかもしれません。医療機関によっても、同じではありませんので一概には言えませんが、平日の正常分娩だと 42 万円で収まると思いますが、それ以外だと少し手出しが必要ではないかという状況でないかと考えます。

澁谷委員 特殊な大手術とかない場合の、土日深夜の普通分娩の場合は、最高額どのくらいでしょうか。

医療保険課長 大変申し訳ないですがそこまで把握しておりません。

芦谷委員長 他にありませんか。西村委員。

西村委員 備考に書いてある産科医療補償制度における掛金と、一時金 42 万円の関係がよく分からないのですが。掛金とは誰がかけるのか。医療機関がかけるのか。仕組みを説明していただきたいと思います。

医療保険課長 加算金というのが、産科医療補償制度が平成 21 年度に出来て、分娩によって重度の脳性まひになった場合、赤ちゃんと家族の経済的負担を補償するという制度です。その補償の内容は看護、介護が必要ということで、一時金 600 万円、分割金が年間 120 万円を 20 年間 2400 万円の併せて 3000 万円が支払われることになっています。この制度が出来た時は、脳性まひの実績が 500～800 人と見込んで掛け金を 30,000 円と試算されたようですが、状況を見て見直しましょうとな

ったようでした。実績は 200～300 人あったということで、この掛け金の剰余金が生じたため 30,000 円を 16,000 円に減額するというところで、後の出産一時金は費用の経済的負担の軽減と数十万円かかりますので被保険者に支給される現金給付なんです、それとあわせて今までが平成 21 年度から 42 万円となりましたが、3 万円の加算金部分の掛け金が 16,000 円に減額されますので、本来ならば 42 万円も 14,000 下がるところなんです、この 42 万円を維持するために出産一時金を 39 万円から 40 万 4000 円に引上げて併せて 42 万円を維持するというものです。

西村委員

最初に言われた 3000 万円の保証金、いずれにしても誰がかけるのか。最終的に 42 万円の支給というのは、保険者から被保険者に支払われるのか。補償金掛金というのが、誰がどこにかけるのか、何故被保険者に支給されるのか、理屈がよく分からないんですが。

芦谷委員長

答弁可能ですか。

医療保険課長

運営組織は公益財団法人日本医療機能評価機構です。妊婦さんが医療機関に掛け金を払い、それをそのまま運営組織に医療機関が払う。それで、損害保険会社が保険料としてもらって、もし脳性まひがあった時には、妊産婦さんに損害保険会社から補償金が支払われるという形です。それを併せて、掛金と一時金を併せて保険者が本人、被保険者に支払うというものです。

西村委員

要するに自分がかけた掛金が、何事も無ければかえってくるのでしょうか。16,000 円の部分です。

医療保険課長

この制度に参加されていない医療機関もあります。また自宅で生まれた場合とか、その場合は 3 万円の部分が、今度から 16,000 円になりますが、その部分は必要ありませんので、42 万円ではなく、40 万 4000 円を本人に支払うと、掛け金を払っておられませんので、そういった違いはありますが掛け金を含めて 42 万円を保険者が被保険者に払うということのようです。

西村委員

分かりました。条例の新旧対照表の最後、市長が認める時には 3 万円を上限として加算するといったことは、今回の件とは全く関係ない話ですね。

芦谷委員長

市民生活部長。

市民生活部長

この件についてはすぐ調べて、少し時間をいただければと思います。

芦谷委員長

それでは、休憩後に回答をお願いします。他にありませんか。

(「なし」という声あり)

それでは、次の議題にうつります。

3 議案第 89 号 指定管理者の指定について (浜田市火葬場)

芦谷委員長

執行部から補足説明はありますか。

(「ありません」という声あり。)

芦谷委員長

委員から質疑はありますか。平石委員。

平石委員

全部火葬場のこと、4件一括で良いですか。

芦谷委員長

よろしいです。

平石委員

全て指名となっていますが、これまで希望する声は他からあったということはありますか。

環境課長

現在環境課で把握している状況ですが、そういう申し出はありません。

芦谷委員長

他に。澁谷委員。

澁谷委員

指名したということは、それなりの実績と評価があったと思います。A評価で、もしどの段階で、違う指定管理者を探すということが起こりうるというのは、どういう状況の時に考えているのかお聞きします。

市民生活部長

具体的な想定はありませんが、モニタリングを毎年1回夏場にやっていて、項目がかなりあるのですが、施設管理上の問題等色々ありますが、それについて全体評価して、適正かそうでないかを判断しています。仮に、モニタリングの結果によって、不手際を見つけた時とかあるいは利用者から苦情なり指摘があれば、協議して指定管理者を変える可能性はあると考えます。

芦谷委員長

他にありますか。西村委員。

西村委員

指定管理料についてです。浜田の火葬場で言うと、6792万となっていますが、その根拠についてお聞きします。というのがこれまでの指定管理料6600万円から少し上がっています。単純に消費税の関係なのか、違うのか。根拠についてお聞きします。

市民生活部長

おっしゃった点は、消費税部分で積み上げしてその部分を考慮しています。

芦谷委員長

他にありますか。

(「なし」という声あり)

それでは、次の議題にうつります。

4 議案第 90 号 指定管理者の指定について（浜田市旭火葬場）

芦谷委員長 執行部から補足説明はありますか。
（「ありません」という声あり。）

芦谷委員長 委員から質疑はありますか。
（「なし」という声あり）
それでは、次の議題にうつります。

5 議案第 91 号 指定管理者の指定について（浜田市弥栄火葬場）

芦谷委員長 執行部から補足説明はありますか。
（「ありません」という声あり。）

芦谷委員長 委員から質疑はありますか。
（「なし」という声あり）
それでは、次の議題にうつります。

6 議案第 92 号 指定管理者の指定について（浜田市三隅火葬場）

芦谷委員長 執行部から補足説明はありますか。
（「ありません」という声あり。）

芦谷委員長 委員から質疑はありますか。
（「なし」という声あり）
それでは、次の議題にうつります。

7 執行部報告事項

(1) 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について

芦谷委員長 執行部から説明をお願いします。地域福祉課長。
地域福祉課長 （以下、資料をもとに説明）

芦谷委員長 説明が終わりました。委員から質疑はありますか。
（「なし」という声あり）
それでは、次にうつります。

(2) 浜田市新型インフルエンザ等対策行動計画(最終案)の策定について

芦谷委員長 執行部から説明をお願いします。地域医療対策課長。
地域医療対策課長 （以下、資料をもとに説明）

芦谷委員長 説明が終わりました。委員から質疑はありますか。

(「なし」という声あり)
それでは、次にうつります。

(3) 国保診療所医師の浜田医療センターへの移籍について

芦谷委員長	執行部から説明をお願いします。地域医療対策課長。
地域医療対策課長	(以下、資料をもとに説明)
芦谷委員長	説明が終わりました。委員から質疑はありますか。澁谷委員。
澁谷委員	国保診療所というのは折居と弥栄どちらですか。それと、これは医療センターから要望があってこういう形になったのでしょうか。
地域医療対策課長	まず、波佐診療所に居る北条医師が、この 21 年頃から週 1 回の支援をしていたのもこの方ですが、そういう形に入っている中で、医療センターの入口部分である総合的に診る医師が居ないことを大変危惧されておりまして。21 年頃から市も何とか医師を増やして医療センターに常勤で行く体制を取りたいという計画はあったのですが、なかなか医師（現在は常勤 4 名、嘱託 1 名）が増えなかったのが今まではそのままにしていたのですが、このままでは高齢化が進む中、総合医を今後育成しなければならない中で、医療センター側もそういう医師を必要となさっていたし、国保診療所としてもそういった医師を浜田市全体に育てなければいけないためには、医療センターに自分が行って頑張りたいと、両方の意見が一致したところです。
澁谷委員	では残り 3 人はどちらに、診療所ですが、常勤されているのですか。
地域医療対策課長	弥栄に 1 名、旭に 1 名、あとは今までは医療専門官という形でシフトの穴を埋めるため色々な診療所に行く医師が本庁に 1 名おり、その方が 4 月から波佐診療所を兼務する形になると思います。あとは嘱託医が大麻（週 3 回）を補いながら、残った所は、高齢化が進むとやはり 1 人の患者さんにかかる時間が長くなるため一診ではなかなか回らない所に二診体制という形が入ったりということをやっています。
芦谷委員長	他にありませんか。
	(「なし」という声あり)
	それでは、次にうつります。

(4) 浜田地区広域行政組合 第 6 期介護保険事業計画（概要）について

芦谷委員長	執行部から説明をお願いします。高齢障がい課長。
高齢障がい課長	(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長
西村委員

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。西村委員。

7 ページ真ん中、第 1 号被保険者の負担割合。17 パーセントから始まって 37 年度には 24 パーセントになって。今回、21 か 22 パーセントに上がる予定になっていますが、これは当初から決まっていたのか経緯をお知らせいただきたいと思います。

それからその下の介護給付費と地域支援事業の見込み額。その中の一番下から 2 段目の地域支援事業費。これは今までは給付費の 3 パーセント以内ということで枠が設けられていましたが、27 年度から 29 年度の 3 年間の推移を見るとその枠を出ていません。ただ事業の中身としては、訪問介護と通所介護が増えるわけで、こんなことで出来るわけじゃないかと思うわけですが、そのことについてどのような判断をされているのか伺います。

もう 1 点。いつも聞きますが今回介護保険の枠から要支援の通所・訪問介護が地域支援事業に移行するというので、その受け皿としての準備はどういう状況になっているのか。いわゆる見込みは立っているか。この 3 点についてお伺いします。

高齢障がい課長

17 パーセントから 1 ポイントずつ伸びているの…すみません法律なのかは詳しく承知していませんが、期別に 1 ポイントずつ伸ばす規定になっていると思います。今後もずっと期別に 1 ポイントずつ伸びるかどうかはちょっとはつきりしていません。現実問題として各期において 1 ポイントずつ上積みするように国から指示があります。これは高齢化率の進展に伴って、1 号被保の対象者の人口が全国ベースで着実に伸びるので、1 号と 2 号の人口の割合に応じて伸ばしていかなければならないという考え方だと考えています。

地域支援事業費について説明不足だったと思います。ご指摘のとおり地域支援事業費は給付費の 3 パーセントを上限として事業費を見込むことになっており、27、28、29 とともに、従来通りの算定です。29 年の 3 億 3,900 万円というのは従来どおりで、新規事業を考慮しない状態の額でした。ご指摘のように要支援のうちの介護、デイ、ヘルパーの事業ボリュームは現在でも 2 億数千万円あるので、その額については当然…この圏域は新しい地域支援事業は 29 年に移行することを想定していますが、29 年にはこの 3 億 3,900 万円に、いま仰った要支援から新しい支援事業に移るデイ、ヘルパーの財源 2 億数千万円がそのまま上に乗るということになります。

それとご心配をいただいているその移行に伴う準備についてです。国から色々指示指導があり、私の方も準備せねばならないのは承知していますがまだ検討中で、具体的にどのように地域に働きかけ、基盤整備をしていくのか、どうするかは、遅いとお叱りを受けるかもしれないがこれから詰めていく段階です。

西村委員

1点目は、法に基づくものなのか、後で良いのではっきりさせておいていただきたいです。

2点目は要するに、例えば29年度で言えば113億積んでいるうちの2.5億が地域支援に移るだけだから、トータルとすればこういう額になるんだという説明のように受けたんですが、そういう考え方で良いですか。

高齡障がい課長

後段のご指摘はそのとおりです。

芦谷委員長

足立委員。

足立委員

この資料は広域さんが作ったもので、どうのこうの言えない部分がありますが、第6期介護保険事業計画では2025年のサービス水準等の推計、サービス事業量も含めて把握しないといけないと私は受け取っています。その中で6ページ下、平成37年を見据えた介護保険制度運営とある中で、特養・グループホーム・複合型とありますが、この中で居宅サービスについては文言は一言触れてありますが、数値的なものに一切触れていません。浜田市としてどのようにお考えですか。

高齡障がい課長

ご承知のように、施設重視の現状から居宅重視、地域包括ケア体制を目指すとしています。居宅サービスについて重視をするということは計画本文にも盛り込んでいます。飽くまでも介護保険事業計画で計画上の俎上に乗せなければならない施設整備の整備量を掲げたものとお考えください。

足立委員

西村委員の続きですが、平成29年度4月から新しい地域支援事業には移らねばならないとなっているはずですが。その中で浜田市独自の政策なり事業なりを展開する中、総給付費から下に下ろすだけではやっていけないのではと思っています。そうした場合、今示されている標準月額で3ヶ年賄えるかとても不安です。その辺りは広域とどのように詰めていらっしゃるのかお尋ねします。

高齡障がい課長

29年に移行すると言いましたが、地域支援事業費として使える総額は現在の給付費の3%、予防給付のうちの移行する部分と決まっています。それを総額として平成29年度以降の事業のあり方を構築せ

ねばならないと考えています。

芦谷委員長

他にありませんか。澁谷委員。

澁谷委員

3 ページ。特別養護老人ホームの新規入居者を原則、要介護 3 以上にとありますが、要介護 3、4、5 を認定された方の、残存平均寿命を掴んでおられたらご紹介ください。なかったら良いです。また後ほど。

高齡障がい課長

改めて調べさせてください。平均入所期間ということでしょうか。

澁谷委員

そういうことになります。

高齡障がい課長

調べて後ほどご回答いたします。

芦谷委員長

他にありませんか。ないようなので暫時休憩とします。再開は 11 時 20 分とします。

[11 時 10 分 休憩]

[11 時 20 分 再開]

芦谷委員長

それでは再開します。再開にあたり、まず始めに議題 2 の議案第 82 号、国保条例の関係についての答弁からお願いします。医療保険課長。

医療保険課長

先ほどのところで澁谷委員、西村委員からの質問にお答えできませんでしたので改めてお答えします。

お産費用ですが、医療センターから情報をいただきました。分娩後 5 日の入院として入院日数を 6 日と試算した場合、実際に分娩にかかる分娩料と入院料で、時間内の正常分娩は 42 万円程度で済むそうですが、22 時から朝 6 時までの深夜帯は 45 万 3,000 円。3 万 3,000 円程度多めの負担が必要だということです。

もう 1 点西村委員さんからのご質問ですが、条例 3 万円は変動がないのかという件です。説明させてもらったように脳性マヒが起こる事例が今 5 年間で 200 から 300 件ということですが、今後それが変動する可能性もあるということで、その都度条例を定めるのではなく、その部分は規則で規定して、条例はそのまま、国民健康保険法もそのまま 3 万円、社会保険も 3 万円を上限として、それを規則等で 1 万 6,000 円にしたり 3 万円を超えない範囲で規則で定めることになっているようです。ですから条例では上限 3 万円のままだしておいて、規則で 3 万円を 1 万 6,000 円に変えることのようにです。

芦谷委員長

西村委員よろしいですか。

西村委員

はい。

芦谷委員長

では次へうつります。

(5) 浜田市高齢者福祉計画（概要）について

芦谷委員長

執行部から説明をお願いします。高齢障がい課長。

高齢障がい課長

説明の前に、先ほどの宿題のうちの1点についてお答えさせていただきます。

澁谷委員さんの質問の、要介護3、4、5の平均入所期間です。保険者に照会しましたが、要介護度別平均入所期間は出していないということでした。ただ、非常にざっくりした一般的な考えとして、この施設整備量の時にも若干ご説明したように、浜田には現在430床の特養があり、必要数をご説明する際に概ね25パーセントの空き、入れ替えが出ることから推計すると、4年程度が全体での平均入所期間と考えています。要介護度というのは移行するので要介護度別には出せませんが平均4年程度と考えて良いのではないかと思います。

芦谷委員長

澁谷委員よろしいでしょうか。

澁谷委員

はい。

芦谷委員長

では、続いてお願いします。

高齢障がい課長

(以下、議題(5)の資料をもとに説明)

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。足立委員。

足立委員

表紙の計画策定趣旨の上から4行目、「高齢化率については平成29年28パーセント」というこの数字はどこからでしょうか。全国平均という意味で…。

高齢障がい課長

はい。

足立委員

分かりました。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

それでは、次にうつります。

(6) 浜田市障がい福祉計画（概要）について

芦谷委員長

執行部から説明をお願いします。高齢障がい課長。

高齢障がい課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。

(「なし」という声あり)

それでは、次にうつります。

(7) 浜田市認知症高齢者等の SOS ネットワーク事業（案）について

芦谷委員長	執行部から説明をお願いします。高齢障がい課長。
高齢障がい課長	(以下、資料をもとに説明)
芦谷委員長	説明が終わりました。委員から質疑はありますか。足立委員。
足立委員	この事業、昨日総務文教委員会で安全安心推進課から説明がありました。その中で1点気になったのが、これまで議会答弁等で、こういったネットワーク事業を立ち上げる際に警察との調整がなかなか、やっている最中だと伺いました。昨日の安全安心推進課では、警察署から強い要望があったというふうに伺ったんですが、ここに至るまでの経緯を説明いただきたいと思います。
高齢障がい課長	私どもが夏前に警察に話をしたところ、渡りに船といった感じで警察もそういうものを立ち上げたいという意向を持っておられたので、では一緒にやりましょうということになりました。 経緯というのはご承知だと思いますが、県内では8月に江津市がこのネットワークを立ち上げ、9月に益田市が立ち上げました。その間に挟まれる浜田市もこのままではいかんということで、警察も立ち上げたい気持ちを持っておられたので、ではやろうということになった経緯がございます。
芦谷委員長	よろしいですか。他にありませんか。 (「なし」という声あり) それでは、次にうつります。

(8) 子ども・子育て支援新制度について

芦谷委員長	執行部から説明をお願いします。子育て支援課長。
子育て支援課長	(以下、資料をもとに説明)
芦谷委員長	説明が終わりました。委員から質疑はありますか。道下委員。
道下委員	市の持ち出しというのが、かなり財源が増えるのかと考えましたがその辺りはどうお考えですか。
子育て支援課長	3番目の施設運営費のご質問になろうかと思えます。国が定める基準から新しい保育料を差し引いたものを運営費としてお支払いする形になります。市が定める保育料をどの程度の水準にするかによっても変わってくると思うので、具体的な市の負担について確かな数字は申し上げにくいのですが、概算で言うと1億円くらいの運営費が出るの

ではないかと考えています。

ただ、これについては保育所同様に、半分は国、4分の1は県の負担がありますので、純粋な市の負担は2,500万円程度ではないかと思っています。

ただ、最初にお話したように保育料を国基準よりも引き下げた場合は、引き下げ分が市の負担になりますので、その数字は未確定ですし、今後の当初予算編成の中でその辺は決めていくことになると思います。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

それでは、次にうつります。

(9) 浜田市子ども・子育て支援事業計画（概要）について

芦谷委員長

執行部から説明をお願いします。子育て支援課長。

子育て支援課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。西村委員。

西村委員

5ページの保育料の見込みという部分。一番下に書いてある「3号認定については既存施設の定員増や私立保育所の新設等により確保を図る」となっていますが、私立の保育所新設等の計画があるのでしょうか。

子育て支援課長

現時点では掴んでおりませんし、計画も今の所ありません。

ただ、今後こういった計画が具体的に上がってきた時に、この計画に盛り込んでいないと全く事業になりませんので、こういう表記をさせていただいております。しかし基本的には定員増を考えています。

芦谷委員長

他にありませんか。平石委員。

平石委員

3ページ、1の2の③、障害児施設の充実についての所で、早期発見と相談の充実というのがあります。出生前診断について、この計画の中で何か盛り込みはあるのかないのか、出生前診断について市の考え方はあるのかどうか、教えてください。

子育て支援課長

出生前診断ですが、最近新聞報道等で色々ありまして、遺伝子検査すると高い確率で障がいを持ったお子様が分かるという報道もされていますが、一方では報道の中で、それが生命の選別に繋がるのでは、倫理的問題がどうなのか、といった議論もされています。

そういった問題について浜田市としてお話する所は持ち合わせておりません。従って特に出生前診断については触れておりませんのでご

芦谷委員長

理解いただきたいと思います。

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

それでは、暫時休憩します。再開は13時とします。

[12時 02分 休憩]

[12時 58分 再開]

(10) 浜田市国民健康保険及び後期高齢者のドック事業自己負担金の改正について

芦谷委員長

それでは、再開します。執行部から説明をお願いします。医療保険課長。

医療保険課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。

(「なし」という声あり)

それでは次にうつりますが、前の質疑の中で説明漏れがありましたので高齢障がい課長お願いします。

高齢障がい課長

午前中の宿題で、1号被保険者の17パーセント、6期22パーセント負担割合の根拠についてです。介護保険法の委任を受けて、その下の政令レベル、介護保険法が政令に委任して諸々の負担割合を定めています。この第6期においては22パーセントとするというのは、この政令に定められた額でした。3年に1度、高齢者の割合を勘案してこれが書き換えられるということでした。

芦谷委員長

西村委員、よろしいですか。

西村委員

はい。では次へ進みます。

(11) ごみ収集カレンダーのレイアウト等の変更について

芦谷委員長

執行部から説明をお願いします。環境課長。

環境課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。平石委員。

平石委員

左隅に紐穴を1つ追加することになっていますが、上の真ん中のはそのまま残すということですか。

環境課長

現在は右の隅にあるのですが、この穴をこちらにも設けることで吊り下げ使用も可能なように。使い方は様々なので穴開けの位置もちよ

っと配置を変えるということです。

芦谷委員長

他にありませんか。足立委員。

足立委員

今使っている物は曜日ごとにきちんと色が分かれています。新しいのを見る限り色分けがなかったようにお見受けしました。配色は高齢者含めて非常に分かりやすいですが、出来ませんか。

環境課長

説明が漏れており申し訳ございません。配布資料は白黒ですが、配色はごみ袋の色によって色分けしてあります。従来のもので全く同じ配色と表示です。そのままページ数が減って情報が少なくなると、2ヶ月分見られるようになります。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

それでは、次にうつります。

(12) エコクリーンセンター直接搬入手数料の改定について

芦谷委員長

執行部から説明をお願いします。環境課長。

環境課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。西村委員。

西村委員

事業系ごみは元々10キログラム100円でしたか。200円ではなかったですか。

環境課長

不燃物処理場が以前料金改定があり、今回エコクリーンセンターも同じように10キログラム単位に改定しました。単価は10キログラムあたり100円です。

西村委員

私の勘違いだったようです。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

それでは、次にうつります。

(13) エコクリーンセンター特別開場日の増設について

芦谷委員長

執行部から説明をお願いします。環境課長。

環境課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。

(「なし」という声あり)

それでは、次にうつります。

8 所管事務調査

(1) 他市に先駆けて行っている特筆すべき事業(単独事業)について

芦谷委員長	執行部に説明を求めます。地域福祉課長。
地域福祉課長	(以下、資料をもとに説明)
芦谷委員長	説明が終わりました。委員から質疑はありますか。
	(「なし」という声あり)
	それでは、次にうつります。

(2) 浜田市の介護施設の状況について

(3) 浜田市内の訪問看護事業所数について

浜田自治区以外の訪問看護の利用数について

芦谷委員長	関連するので併せて説明をお願いします。高齢障がい課長。
高齢障がい課長	(以下、資料をもとに説明)
芦谷委員長	説明が終わりました。委員から質疑はありますか。道下委員。
道下委員	居宅介護支援事業所と訪問ヘルプサービスの使い分けというか内容がよく分からないのですが。
高齢障がい課長	1枚目の居宅介護支援事業所はいわゆるケアプランを立てるスタッフの事業所です。次ページのホームヘルプサービスはご存知のホームヘルプサービスの事業所です。 これは同じような名前の、居宅介護とホームヘルプとか、住所をご覧になれば分かりますがかなりの施設が複合的です。施設も運営するしホームヘルプも運営しながら居宅介護、ケアマネも居るというように。たくさん書いていますがかなりダブっていることをご承知置きください。
道下委員	ケアプランを作るところにケアマネさんがいらっしゃるというのではないんですか。
高齢障がい課長	そのとおりです。介護保険サービスを利用するためには、基本的にはケアマネがケアプランを立てることで介護サービスを利用する仕組みです。ですから必ずこの事業所のケアマネにケアプランを立ててもらってサービスを利用する仕組みになっています。
道下委員	右端に利用定員とか書いてありますが、これは市の規約や条例で決まっていて、これを勝手に変える云々は申し入れをすれば出来るんですか。

高齢障がい課長

施設を開設して営業するためには、県の所管と市の広域の所管とに分かれるが、それぞれの所管に開設許可を得てということになります。ですから定数が変わる時には県なり広域行政組合に届け出なり許可が要ることになります。

道下委員

分かりました。

芦谷委員長

他にありませんか。足立委員。

足立委員

デイサービスのあいあいさんは、多分もう開設されて県からの通知待ちになっているんですが、市としてはまだ状況を把握されていませんか。

高齢障がい課長

すみません、確認させてください。申し訳ありません。

足立委員

訪問看護ステーションの欄内に休止が2つありますが、夕陽ヶ丘訪問看護ステーションは休止ではなくもう廃止のような状態だと施設側からも伺っているんですが。休止と廃止は違いますので、その辺り執行部も正しい情報を仕入れていただきたいなと思います。

浜田自治区以外の訪問看護利用実績について、お手を煩わせてしまってすみません。調べていただいて大変ありがたかったんですが、利用者側の方から、もしくは事業者側から、当然訪問看護ステーション稼働しているのが5ヶ所あると思いますが、全部浜田市内になると思います。色々伺うのは、旧郡部に行く物理的距離や時間がかかることによって、本来午前中2ヶ所行けるところが旧郡部に行くために1ヶ所しか行けないことによって、利用者の要望があっても訪問看護を受けてもらえないといった状態を、市はどこまで把握されているのかお伺いしたいと思います。

高齢障がい課長

ご指摘のようにステーション自体は浜田にしか立地しておりません。サテライトタイプで三隅に1ヶ所ありますが、ご指摘のように他の3自治区にはありませんので、利用の希望があっても受けていただきにくいという声は聞いております。拡充の仕方については今コメント出来ません、申し訳ございません。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

それでは、ここで一旦休憩します。再開を13時35分とします。

[13時25分 休憩]

[13時35分 再開]

芦谷委員長

それでは会議を再開します。議事の都合で少し順番を入れ替え、簡易水道事業の説明の前に、資料が出ている財産の無償譲渡と契約条件等について、財産管理課長さんに説明をお願いした後、簡易水道についてやります。財産管理課長、お願いします。

財産管理課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。西村委員。

西村委員

この件については一般質問も今回させていただいたので基本的には了解しているつもりです。今回議案でも 10 年の用途指定ということで契約条件に上がっていましたが、これまでに契約された物についても同じ扱いになっていくのか、確認して終わりたいと思います。

財産管理課長

この点については法令担当職員とも話をしております。要領を制定して具体的に運用した際は、10 年を過去からあったものと見做して譲渡した時から 10 年を経過した以降の施設が仮に申し出により用途指定を解除したいという要請があれば、このたび定める要領に基づいて同様な扱いとします。従って遡るといいますか、平等に扱います。

芦谷委員長

ありがとうございました。次へうつります。

《執行部・財産管理課長退席》

(4) 簡易水道事業の上水道事業への統合に係る課題について

芦谷委員長

執行部からパワーポイントで説明をお願いします。上下水道部長。

上下水道部長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質疑はありますか。

(「なし」という声あり)

ないようです。長い説明ありがとうございました。

9 その他

芦谷委員長

その他ですが、執行部から他にありますか。子育て支援課長。

子育て支援課長

東部統合小学校国府小学校の開校に伴い、上府小学校が閉校になります。上府小学校跡地の利用についてです。

上府小学校は建物は市ですが土地は地元が所有しておられました。それで跡地利用について、保育施設が平成 29 年 4 月に開設予定となりました。これは学校が無くなって子ども達の声が聞こえなくなり地

域の中心地が寂れることを危惧された土地所有者、地元、社会福祉法人とで協議の上で決定されたものです。

この合意によって平成 27 年度から校舎解体や敷地整備が行われる予定ですが、市としても必要な措置を講じていきたい。建物は市の所有のため当然更地にして返す必要があるのも、その辺の所要の整備を平成 27 年度に行っていきたいと考えています。

それから、午前中の子ども子育て支援事業計画の中で西村委員さんからご質問がありました、保育園増設の考えは無いのかというところですが、そこの関連ですが、国府保育園をやっておられる誠和会さんがこの合意をされています。誠和会さんのお考えとしては国府保育園が約 12 年くらい前に民営化した際には、定員 100 名でスタートしていますが、現在 160 名となっており、大変園舎が手狭になっているということで。国府保育園を分割する形でこちらに新しい園を設けたいと考えておられます。

全体的な定数は今の所変わらないということで、午前中のご質問には新設計画は今の所聞いていないとお答えさせていただいたが、施設としては上府小学校跡地に新しい保育施設を作る計画です。

ただ、今合意がなされた段階であり、どの程度の建物を建てるのか、どの程度の規模の施設を設けるのかといった詳細等についてはこれから詰めていくところであろうかと思えます。

昨日の総務文教の説明においても、資料が 2 行で記載されているところですので、今回改めて特段資料は作成しませんでした。口頭でのご説明になりますがご理解いただきたいと思えます。

芦谷委員長

説明が終わりました。委員から質問がありますか。西村委員。

西村委員

確認しますが、現在の定員は変えないんですね。

子育て支援課長

現在の話では、定数を変えずに園を分けるというお考えを聞いています。ただ、現在保育所の入所児童が大変多いですので、その辺は定員を若干上げられるということも選択肢の中にあるかと思えます。

芦谷委員長

他に。高齢障がい課長。

高齢障がい課長

先ほど足立委員からご指摘いただいた、施設の一覧表の訂正をさせていただきます。介護サービス事業所一覧のデイサービスの 14 番、あいあいにご指摘のとおり県からの通知待ちと書いてありますが、既に供用開始していました。10 月 20 日現在で供用開始が始まっています。定数は 30 人です。

訪問看護ステーション4番、夕陽ヶ丘は休止と書いてありましたが、ご指摘のとおり廃止の誤りでした。25年度末をもって廃止手続きが終了していました。失礼いたしました。

芦谷委員長

他にありませんか。では無いようですので、以上で執行部に関係する議題は全て終了しました。執行部の皆さんは退席されて結構です。

《 執行部退席 》

芦谷委員長

それでは議案の採決にうつります。委員から採決の前に何かありますか。

(「なし」という声あり。)

それではこれより採決を行います。

議案第81号 浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例について

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で可決することに決しました。

議案第82号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で可決することに決しました。

議案第89号 指定管理者の指定について(浜田市火葬場)

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で可決することに決しました。

議案第90号 指定管理者の指定について(浜田市旭火葬場)

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で可決することに決しました。

議案第91号 指定管理者の指定について(浜田市弥栄火葬場)

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で可決することに決しました。

議案第92号 指定管理者の指定について(浜田市三隅火葬場)

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。
(「なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で可決することに決しました。

以上、6議案全て全会一致をもって可決されました。ありがとうございました。終了します。

[14時20分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条第1項の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 芦谷英夫